

## 空き家媒介手数料補助金のご案内

空き家バンク物件の売買契約・賃貸借契約を締結した方に対し、媒介手数料の一部を補助します。

賃貸の場合 **最大 5万円** 補助率 10/10

売買の場合 **最大 10万円** 補助率 1/2

【補助対象者(市バンク物件取引者、契約を締結した個人に限る)】(①②のいずれかに該当し、③～⑥を満たす方)

① **バンク利用者** 大洲市空き家バンク物件を利用(購入・賃借)する利用登録者  
※成約した物件に居住しない場合は対象になりません。

② **バンク所有者** 大洲市空き家バンクに物件を登録する所有登録者  
※転売、転貸等を目的とした契約は対象になりません。

- ③購入・賃借する者と所有者は3親等内の親族でないこと。
- ④市税等の滞納がない。
- ⑤過去にこの補助金の交付を受けたことがない。
- ⑥暴力団員等ではない。

### <参考>

媒介手数料(仲介手数料)とは、不動産の売買または賃貸借契約の際、仲介をした不動産業者(宅地建物取引業者)に支払う手数料(報酬)です。手数料の額は、国土交通省告示でその上限額が定められています。

(速算式) 別途消費税がかかります。

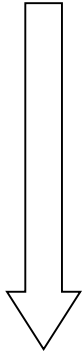
賃貸物件	貸主	家賃の0.5か月分
	借主	家賃の0.5か月分
(※依頼者の承諾があれば、いずれか一方から「家賃の1か月分」も可。)		
売買物件	売主	
		売買価格が400万円以下の場合・・・18万円
		売買価格が400万円を超える場合・・・3%+6万円
	買主	
		売買価格が200万円以下の場合・・・・・・・・・・5%
		売買価格が200万円を超え400万円以下の場合・・・4%+2万円
		売買価格が400万円を超える場合・・・・・・・・・・3%+6万円

【問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター (大洲市役所 5階)  
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690番地の1  
☎ 0893-57-9989 ☒ iju-teiju@city.ozu.ehime.jp

【手続きの流れ】

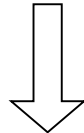
①と③を同時に行う場合があります。

①事業計画認定申請 【申請者】 売買・賃貸借契約締結の日から**60日以内**に、次の書類を提出してください。



- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-4）
- 承諾書（別紙2-3）
- 媒介契約書の写し（所有登録者）
- 売買契約書または賃貸借契約書の写し
- 世帯全員分（所有者は申請者分）の市税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）

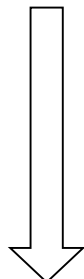
②認定通知書交付



- 【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。  
※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。
- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書（様式第2号）を申請者へ通知

③補助金交付申請

（事業実績報告）



【申請者】 次の書類を提出してください。

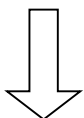
- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-4）
- 誓約書（別紙6）
- 手数料の領収書の写し
- 世帯全員の住民票の写し（利用登録者）

④交付決定通知書交付



- 【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。
- 大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第10号）を申請者へ通知

⑤請求



【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑥補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払います。

【申請・問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター

☎0893-57-9989

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

✉iju-teiju@city.ozu.ehime.jp